

北名古屋市総合体育館非常時対応について

北名古屋市総合体育館利用者の安全確保のため、非常時については、下記のとおり対応しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 風水害発生時

(1) 臨時休館

北名古屋市内に「特別警報」、「暴風警報」が発令された場合は臨時休館とします。

※ 「特別警報」、「暴風警報」以外の気象警報・注意報は、平常どおり開館

(2) 再開時刻

特別警報・暴風警報が解除された場合、個人使用については、2時間後に、専用使用については、以下の表のとおり運営を再開します。

特別警報・暴風警報解除時刻	専用使用再開時刻
午前7時までに解除	午前9時から
午前10時までに解除	正午から
午後1時までに解除	午後3時から
午後4時までに解除	午後6時から

※ 午後4時までに解除されない場合は、休館とします。

※ 被害状況により上記時間に再開できない場合があります。

※ 上記基準に基づかない場合は、教育長が決定します。

2 地震・火災発生時

(1) 臨時休館

施設に甚大な被害があった場合、また、総合体育館を災害活動施設として使用する場合などは、臨時休館とすることがあります。

(2) 再開日

施設、市内被害の復旧状況に応じ、再開日を決定します。

(3) 利用団体責任者へのお願い

利用団体責任者の方は、事前に館内避難経路（裏面）の確認を行うとともに、使用中に地震・火災等が発生した場合は、速やかに使用を中止し、利用者への避難誘導を行ってください。また、使用前に利用者への避難経路の周知に努めてください。

3 新型ウイルス等による感染症発生時

(1) 臨時休館

新型ウイルス等感染症拡大による国・県の「緊急事態宣言」の発令又は県内・市内の感染者発生状況により、臨時休館とすることがあります。

(2) 再開日

感染症発生状況に応じ、再開日を決定します。

※再開後においても人数制限、使用前の検温等の利用制限を設けることがあります。

4 「風水害」、「地震・火災」、「新型ウイルス等による感染症」発生時共通事項

(1) 臨時休館とした場合の周知方法

館入口、市ホームページに臨時休館及び再開の案内を掲示します。

(2) 使用料還付

非常時における臨時休館及び施設管理者に瑕疵・過失が無い故障等により施設が使用できなくなった場合は、施設使用料は還付しますが、その他の補償はできませんので、ご了承ください。